

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

「良民政党」構想の地域的基盤の形成：
山口県における自治党構想の展開

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2026-01-27 キーワード (Ja): 政党, 自治党, 支持基盤, 明治, 長州 キーワード (En): 作成者: 伊藤, 陽平 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001878

「良民政党」構想の地域的基盤の形成

— 山口県における自治党構想の展開 —

伊藤陽平

はじめに

一八八〇年代後半、帝国議会開設に備え、各地で多数の地方政社が叢生した。この時期に政党に対抗するために藩閥がとつた手段の一つが「良民政党」の結成である。これは穏健な「中等以上財産家」を結集した政府党を作ることで、議会に藩閥の基盤を作ろうとするものであり、井上馨の自治党構想に端を発して繰り返し試みられた。三党鼎立論と並ぶ第三極の有力な戦略であり、穏健な社会層を取り込むことで「過激」な政党の質

を改良する「政党改良」の試みだったと言える。本論は長州閥の膝元である山口県を事例として、「良民政党」構想の地域的基盤を明らかにするものである。

中央政界における「良民政党」構想に関しては、吏党周辺を温和派と再定義した佐々木隆氏が自治党計画、国民協会結成、一八九二年と一八九八年の伊藤新党問題といった一連の政治過程を明らかにしている。「良民政党」の中核は吏党として活動する傾向にあった温和派であり、国民協会結成後は実業派となつて政友会結成に関与した¹⁾。自治党から政友会に至る「良民政党」構想の展開が明らかにされたと言えよう。しかし、「良

民政党」構想を支える地域的基盤に関しては十分な検討は行われてこなかった。有泉貞夫氏、久野洋氏によって自由系・改進黨の二大政党の地盤が明確になった一方、吏党系の地盤の解明は立ち遅れているためである。²⁾ 初期議会における吏党の地盤については、佐々木隆氏は吏党の大成会の当選者は大都市所在地に多いと指摘し、季武嘉也氏は、吏党議員は西日本に多く、「経済的な面でおそらく先進的であり、いわゆる『民度』が高い」地域を基盤としたと指摘した。³⁾ 吏党が「先進地」の実業家や名望家を基盤とするという大まかなイメージは、井上の自治党計画の性格とも合致するが、有泉、久野両氏ほど、地方政治状況に迫って導かれた見解ではない。「良民政党」構想が実業家や名望家がある程度取り込むことができた背景にいかなる社会的・経済的状况があったかを具体的に追跡にする必要がある。

自治党計画については、井上が期待する「中等以上財産家」の実像に関して評価が分かれている。坂野潤治氏は官僚と実業家が自治党推進者の中心で「組織対象も、関係者の郷里を除けば、都市の実業家・代言人・新聞記者等が主であった」として農村ではなく都市の実業家に期待するものと評価した。これに対して高久嶺之介氏は、都市実業家は「中立」を標榜して自治党計画に直接関与せず、政府とも距離を置いており、むしろ自

治党構想は官有林払下げを軸にした町村共有財産強化によって名望家層を取り込みうるものであったと主張した。高久氏の研究を継承して京都の実業家の動向を分析した小林丈広氏も同様の立場である。さらに伊藤之雄氏も和歌山県で自治党構想を推進した陸奥宗光が、実業家を取り込んでいなかったことに言及している。近年は都市実業家と自治党の関係を積極的には評価しない傾向にあると言えよう。なお、伊藤氏は農村部も含めて分析しているが、陸奥派を自由党系の潮流と捉えているため、「良民政党」構想自体の展開は検討されていない。実際、陸奥派は地価修正を軸に自由党との提携を模索し、「良民政党」結成という路線は放棄している。⁴⁾ このように先行研究は自治党構想が広がりにつれて背景を説明してきたが、失敗ないしは構想自体放棄された事例を中心とするため、温和派の地盤の在り方は不明なままである。

そこで本論は山口県という長州閥の膝元を分析することで自治党構想が想定する支持基盤の形成過程を説明する。山口県では自治党構想への協力者も多く、井上の言う「中等以上財産家」のイメージがより濃厚に反映されたであろう。議会開設後も政友会結成まで吏党・中立・無所属しか当選しなかったため、他県よりも政府党育成という自治党構想の狙いがストレートに実

現したと評価できる。換言すれば、「良民政党」構想が立脚する反民政党志向をより純粋に体现した極限的事例と位置付けられよう。

この時期の山口の政治情勢については田村貞雄氏、小林茂氏などの防長協同会社の研究が存在する。⁽⁵⁾防長協同会社とは県民向けの金融業等を行った会社であり、山口では自治党計画の際、同社の資本金を町村財産に組み入れることが構想された。その資金の源流は藩政時代の積立金、修甫米金に遡る。近世の長州藩では郡奉行の下に宰伴、村、畔頭組が置かれ、大庄屋を中心とする勘場役人が宰伴の行財政を統括した。修甫米金とはこの宰伴が管理した献納などを元金とする共有金であり、利子を活用して困窮者への貸付などが行われた。⁽⁶⁾これを継承した協同会社の資本金の取扱いは維新後から明治二〇年代までの長期にわたって政治問題となる。県内で自治党計画を推進し、資本金の町村財産化を実現した人物が吉富簡一である。吉富に関しては、田村氏が自由民権運動に対抗する「反民権派豪農」として位置づけ、立憲帝政党のような吏党の潮流を代表する人物と評価している。そこで本論は「反民権派」という田村氏の見解を「良民政党」構想の基盤として再解釈し、中央の藩閥官僚の動向と関連付けながら山口県の政治情勢を分析する。その上で

第三極（吏党・中立・無所属）の全国的動向を踏まえて、山口県の事例の位置づけを試みたい。

第一章 自治党計画の展開と防長協同会社

1 防長協同会社の経営難と解散論の浮上

先行研究を元に防長協同会社の活動を整理したい。⁽⁷⁾同社は米五万石、金五〇万円に及ぶ修甫米金を引き継いで県庁に設置された勸業局を源流とする。修甫米金は困窮地域の再建、普請、窮民救済、地域行政費などに活用されたが、多くの不良債権が含まれたため、勸業局が管理することとなった。同局は士族を優遇する傾向にあり、利子運用も殖産興業、勸業局運営費に限定され、困民救済機能は後退した。庄屋、大庄屋から同局廃止と事業主体の民間への変更が求められ、一八七四年には士族授産を担当する授産局と農商の福利勸業を目的とする協同会社に分割された。すなわち、修甫米金の用途が政治問題となったのである。

同社解散が議論される契機となったのが、地租引当米制である。これは地租を一石三円替で協同会社に米納させ、これを換金して地租に当て、さらに過剰金があれば農民に割り戻すとい

うものである。米の市場価格が一石三円より高くなったため、廃止を望む声が強くなり、協同会社解散論まで浮上した。この時点では解散こそ回避されたが、協同会社の資本金の取り扱いをめぐる対立は激化していく。地租引当米制廃止後、県民への融資が協同会社の事業の中心となった。困窮農民への貸付によって経営状態が悪化する中、資本金の農民への分配を求める要望が出現した。社長の吉富簡一は利益金分配論に反対したが、一八八二年五月の社会決議で資本金が二五万円に達した際には「各町村浦島」に分配するという社則が追加された。これを不服とした吉富は社長を退任し、新社長の松田敏樹率いる協同会社と吉富ら県会議員の対立が深まった。一八八四年には町村の公費のために純益金を分配することも決定しており、困窮農民への貸付や利益金の分配を推進する協同会社の経営方針は、近世以来の共有金の救済機能を会社の経済活動に託すものであったと言つてよい。

経営転換と連動して、協同会社の「社会議員」の性格も変質した。協同会社は町村内に本籍と不動産を持つ二〇歳以上の男性戸主による選挙で総代人を選出し、さらに総代人の互選で選ばれた大区代議人によって構成される「社会」によって経営方針を定めていた。他方、県会の有権者は地租五円以上の男性納

税者であり、社会より政治参加は限定的である。当初、社会議員と県会議員の顔ぶれは重複したが、一八八三年頃には社会に県会議員の姿は見えなくなった。有権者の性格の違いも相まって、困窮農民の救済を重視する協同会社とこれに反対する県会議員の対立が生じたと言えよう。

山口県会において吉富は大きな影響力を有していた。一八八二年に吉富主導で結成された鴻城立憲政党には県会議員四四名中二〇名と約半数が参加し、議長、常置委員、常置委員補欠の県会首脳部全てが党員であった。党員の約六割は吉富の地元である吉敷郡の人間である。県会議長を吉敷郡の吉富が、副議長を佐波郡の古谷新作が務める慣行が長く続き、「明治十二年以来同二十三年に至る七ケ年間は阿氏最も得意なる時代」が立ち現れていたのである。吉敷郡、佐波郡は県会の「中心点」として君臨し、「他郡の夫れよりもより以上の利権を獲得」していった²³。この時期の政治対立は吉富の影響下にあった県会内ではなく、県会・協同会社社会間で顕在化していたのである。なお、政党というよりも地域単位の離合集散によって山口県会の状況が左右される傾向は、帝国議会開設後も持続することとなる。

ただし、協同会社の方針を疑問視する声が会社内からも生じ

た点には注意を要する。例えば吉敷郡南部一七ヶ村の有志は一八八四年五月三〇日に「山口県協同会社ヲ廃シ資本金ヲ各郡区ニ配賦スルノ建議」を社会議員に提出した。⁹⁾これは吉敷郡の株主総代から提案された「本社資本金ヲシテ地方税保険資本金ニ変換スルノ建議」が社会で廃案となったことを不服として提出されており、株主の意向がこの建議に反映されたことは確実である。建議では「防長二州八十余万人ノ幸福ヲ養生スルノ眼目」から運用されてきた資本金が「幸福ヲ図ラントシテ却テ又不幸ヲ来タシ」という認識が示された。経営難による資本金の目減りを危険視したことが窺える。さらに協同会社の資本金処分を県令に委託しようとする県会を支持し、同社解散によって資本金を各郡区に分配するべきだと結論した。資本金の町村基本財産化は共有金の困窮者救済機能を経済活動ではなく自治に期待するものであり、自治党計画に継承される。確かに同社の方針は、地主層より下層の農民の支持を獲得しうるものだったが、資本金の目減りは共有金の機能自体を掘り崩すものでもあり、その危機感が強まるほど、県会支持・協同会社解散論の勢いが強まるという力学がここから窺える。

2 自治党構想と大岡育造帰県問題

一八八七年後半から井上馨は政府党育成によって民権派に対

抗しようと画策し始めた。井上が「中等以上財産家を結合して地方自治の基本を鞏固にし、遂に保守的団結準備の用をなす事」と述べたように、この構想は地方自治の強化によって議会政治を切り抜けようとする性格を有した。井上がその具体策として提示したのが、各地に存在する共有金を町村に分配する町村基本財産強化論である。¹⁰⁾近世以来の修甫米金を資本金とする防長協同会社はその典型であり、協同会社解散を品川弥二郎と連携しながら推進していく。

県内で自治党計画に呼応したのが、協同会社と対立した吉富ら県会議員である。この時期、吉富が経営する『防長新聞』は地方自治に関する論説を掲載した。同紙の自治観は、「我と我事を処理して他人の世話にならぬと言ふもの」であった。自治は知識と経験を発達させるものであり、「一身の自治も一市町村の自治も一郡一地方の自治」も同じで「一市町村より延長して一郡一府県の人民が順次其公共の事故に熟し、公共の経験に富み、公共の智識を発達」させることで社会が進歩するという。さらに「自治」はその区域への「自愛の念」を喚起し、「一市町村一郡一地方自治区公共の利害休戚ハ取も直さず我自身の利害休戚なることを感覺する」に至ると主張した。自治体への愛着に立脚した住民の「公共」への献身が自治の効用として位置

づけられており、山県有朋の地方自治論に近い主張だったと言えよう。⁽¹¹⁾

他方、伊藤博文は井上の自治党計画には冷ややかであった。その原因の一つが山口県内の政治情勢であった。伊藤は「自治党の不十分なる事」から、山田顕義、鳥尾小弥太、三浦梧楼、野村靖などを担いだ「小党」が乱立することを懸念し、特に鳥尾が藤田一郎に担がれて保守党の広告書を世間に流布し、この行動が「軍人之規律」に反すると攻撃されると即座に広告を取り消したことを非難した。すなわち、伊藤は自治党計画を機に県内に複数の勢力が生じ、条約改正反対運動を展開した対外硬派の活性化に繋がることを懸念したのである。⁽¹²⁾

県内の政治競争激化は、山口県への改進黨進出の可能性が浮上したことでさらに深刻化した。具体的問題となったのは、当時改進黨員であった大岡育造の帰県である。伊藤も「大岡育造派出云々の事は、可成他人を撰出する方可然」と考えており、山口県での改進黨所属議員の誕生を懸念したことが窺える。⁽¹³⁾しかし、県内で大岡は山口県出身の候補として有望な存在であったらしく、品川は「他県の人物にてはこの際おもしろからず」と大岡の帰県を伊藤、井上に訴えた。⁽¹⁴⁾伊藤は「山口県人は他之政黨之教唆誘惑に不陷、依然山口県人之地位を保、時勢に適応

するの勤王論を主事する事必要ならん」と大岡の代わりを探していた。伊藤としては県内の政治競争が激化する中、政党の侵入まで許すことは絶対に阻止しなければならなかったのである。この際、伊藤は後述する防長俱樂部が自治党結成と見なされないよう、品川に注意したことも確認しておきたい。⁽¹⁵⁾

かかる中で大岡は改進黨からの離脱を主張し始める。事態を複雑にしたのは黒田内閣と改進黨の関係である。当時、黒田内閣に大隈重信が外相として入閣したため、大岡脱党は改進黨と内閣の軋轢を生む可能性があった。大岡は井上に吉富から直接帰県を求められており、今更とり止めにできないと述べ、さらに「改進黨え脱別之一書を残す」と主張したが、改進黨との軋轢を回避するためか、井上は大岡の帰県こそ容認したものの、脱党に関しては一旦差し止めた。⁽¹⁶⁾自治党計画は改進黨との連携も視野に入れていたため、井上は同党と対立することは避けなかったであろう。大岡が改進黨員であり続ければ、政党の県内への侵入を許すことになり、脱党すれば、同党と自治党の連携が阻害されるというジレンマに陥ったのである。

井上の支持を取り付けた大岡は帰県の準備を進めた。井上と大岡が山県の邸宅で山口行のタイミングを協議し、結局、一八八八年一月中旬と取り決められた。この際、吉富と井上

は大岡の帰郷の時期について情報共有している。大岡帰郷問題を通じて、自治党計画を進める井上と地方自治制度に期待する山県、吉富ら県会議員の間での連携が生じたことが窺えよう。⁽¹⁸⁾ 長州閥の官僚はこの連携関係を通じて県内の政治対立を調停する存在として登場することとなる。

3 防長倶楽部の結成と協同会社の党派化

防長協同会社解散問題もこの連携の中で対応されるようになった。井上は協同会社の資本金を町村または県の基本財産とすることを山県と協議し、品川にも原保太郎県知事、吉富と相談して処理にあたるよう指示した。山田顕義、伊藤、井上の協議の上でなるべく、「分裂」を避けることが申し合わされ、伊藤が懸念した山口での政治的軋轢の高まりへの配慮が示された。自治党計画と大岡帰郷問題で生じた県内政治勢力分裂の危機を、県庁・県会と藩閥政府の足並みを揃えながら解消しようとしたことが窺える。その結果、井上は吉富に対し、山口で結成される団体に「自治」の名を与えないよう注意せざるを得なくなった。⁽¹⁹⁾ 井上の自治党計画は県内の分裂を回避するために放棄を余儀なくされたのである。

こうして藩閥政府、県内有力者の間で合意された大岡の帰郷は、自治党という形ではないものの、県全域を包摂する政治団

体結成の契機となった。品川は大岡帰郷を県内の団結を固める好機と認識し、「萩四峠内の各村町之委員」として平民、士族の代表者を集め、両者の間に品川が立ち、新年演説会で大岡の演説を行う計画を立てた。さらに品川は「萩、山口、三田尻と銘々独立論の萌」を抑制しつつ、県全域をカバーする政治団体として「防長クラブ」結成に奔走した。例えば、萩クラブと名乗ろうとする萩の動きに対し、品川は「防長の二字は飽途除く事はならぬぞ」と諫め、「防長クラブ萩事務所」に名称を改めさせた。⁽²⁰⁾ 前述のように、伊藤が自治党計画抑制を求める中で防長倶楽部に言及したことから、同倶楽部が自治党計画の延長線上に構想されたことは明らかである。

防長倶楽部は地方自治制度整備を強く意識して設立された。同倶楽部の趣意書は地方自治を「立憲政体ノ基礎」と位置付けた。その上で「善良ナル自治制度」の育成によって地方の団結を固め、「上王室ノ尊榮ヲ持チ、下人民ノ福利ヲ全フシ以テ維新第二ノ大業ヲ翼成スル」ことを宣言した。⁽²¹⁾ 防長倶楽部が自治党計画と同様の問題意識に基づいて設立されたことが窺えよう。この防長倶楽部に対抗したのが防長同友会である。これは吉富と対立した協同会社が改進黨の肥塚竜を招いて結成したもので、肥塚は「反対党之手に渡すな」と協同会社の町村基本財産

化に抵抗し始めた²⁰⁾。県内は協同会社解散を主張する品川、吉富らの防長俱樂部と協同会社を擁護する改進黨・防長同友会に二分されたのである。

防長同友会は青年から支持されたようである。例えば、佃基清は品川に「萩地青年輩」を学校や雑誌発行で指導しよう主張した。その背景には「改色（改進黨）ニも自色（自由党）ニもドノ様ニデも昨秋以来深ミカカ」る青年層が存在した。品川は佃の提案に「独立シテ萩ハ萩丈ケ之全權ニテ万事施行致し度」という意識があることを警戒し、一八八九年二月の防長俱樂部大会と井上来県後に俱樂部の方向性を定めてから萩の方針を決めるよう求めた²¹⁾。

協同会社の資金も改進黨の青年層取り込みを活用されたらしい。品川は井上に「共同会社金も同友会又前ニ申防長青年会ヲ組織スル基」になつていと報告し、大岡とともに省令での協同会社解散（後述）を井上に主張した²²⁾。協同会社解散論には改進黨抑制という意図があつたことが窺えよう。また、大岡が改進黨と明確に敵対していることも確認しておきたい。事実、大岡は改進黨を離脱し、第一回衆院選を無所属候補として戦うのである。

防長俱樂部を組織する上で問題となつたのは、条約改正で

あつた。同俱樂部は改進黨の侵入に対抗する性格を有したため、品川は大隈外交が争点となることで「自由主義又ハ敬神党様ノモノ出来ハセヌ哉と掛念」し、吉富にも「此度之条約改正一件之定論ヲ申聞ケ置カズテハ不都合」だと考えていたのである²³⁾。事実、三須成懋は防長俱樂部参加の回答書において「維新首唱ノ勤王地」として「防長」を位置づける歴史意識を示しており、「異主義者煽動」に強い危機感を示した²⁴⁾。県内には三須以外にも鳥尾に期待する対外硬派的な勢力が存在しており、井上の来県時には「条約改正之事及世事に付意見を聞かん」と来訪する者も現れた²⁵⁾。防長俱樂部が土族反乱のような過激な行動を起こさないよう統御することが求められたのである。この点で興味深いのは、自治党に否定的だった伊藤の認識である。

今日之勤王ト昔日之勤王トハ自ラ相同シキヲ得ズ、「中略」討幕攘夷之旧夢ニ依リ候テハ決シテ今日之勤王ハ出来不申候「中略」今日以後ノ勤王トハ一二皇上欽定ノ憲法ヲ奉シ之ヲ主持シ之ヲ守護シテ急進派ヲシテ妄リニ之ヲ破壊スルコトヲ得セシメサル様ナスニ在之候間、此意ヲ以テ丁寧反復シテ吉富始其他重立チタル会員へ御内諭被下、能々会員ヲ申戒シテ其言語ヲ慎ミ以テ他党軋轢ヲ避ケ及ヒ時勢ニ応シテ勤王之主義ヲ適用シ、以テ其実効ヲ奏セシメ候様御導

カセ被下候様御配慮之程切ニ不堪希望候⁽²⁸⁾

伊藤は防長倶楽部を「勤王」を掲げて改進黨に対抗する勢力として描写し、討幕のような武力闘争ではなく、欽定憲法に即した「勤王」に適合するよう求めている。防長倶楽部が「勤王」を理念とした背景には、幕末の討幕派を支えた名望家層の存在があったが、この点については後述する。ここでは防長倶楽部の過激化を抑制し、民党でも対外硬派でもない穏健・中庸な政治路線に誘導しようとする政治志向を伊藤も共有したことを確認しておきたい。後に伊藤新党運動という形で試みられる「良民政党」構想の基本線となるのである。

第二章 温和派の形成と勤王主義

1 長州藩の藩政村と勤王主義

自党派計画が防長倶楽部結成という形に落ち着く中、県会は協同会社解散、資本金の町村基本財産化を推進した。県会が解散を実現する手段として二つの手段が想定された。一つは内務省令での解散であり、一八八九年一月に府県下の公共財産を知事が指揮し、府県会・区町村会の議決を経て、府県か区町村に帰属させる方針が示されていた。第二に一九万人に及ぶ株主を

説得し、解散を進める方法である。省令で解散を強制すれば県内の政治対立をかえって悪化させる危険があったため、伊藤は「可成ク右会社関係若クハ株主ヨリ其議論ヲ起サセ、彼等自身ニ之ヲ処分スル様仕向ケ度ものト存候」と主張し、吉富も同様の意見であった⁽²⁹⁾。

それゆえ、迂遠ではあるが、株主の説得による解散が進められた。品川は県会議員と相談して各町村の協同会社の株主を説得し、株主総代から「協同会社議員え宛一の書面を出して町村の基本財産に分与の事に致しくれ」と嘆願する手続きを進めた⁽³⁰⁾。一八八九年一月には県会議員二八名から町村基本財産充実による地方自治完備を訴える解散の趣意書が送付された。説得にあたって「戸長株主惣代其他有志者」との会合が行われ、その手続きは「各郡ノ適宜ニ任」され、各戸長が市町村の株主を召集し、説得に当たった。その結果、八割の賛成を獲得することに成功したのである。各地域の自主性が重視されたことが窺えよう。ここで注目すべきは「各郡区ノ有志ト協議ノ上一致共同ノ運動ヲナス為メ」、「毎郡区」に戸長が獲得した株主の委任状を取りまとめる四、五名の「委員」が設けられたことである⁽³¹⁾。防長倶楽部も「郡区」単位の「地方委員」が事務を分掌しており、組織形態は近似している⁽³²⁾。ここで形成された郡単位の名望

家層の団結は、その後の山口県の政治状況を規定していく。

一八八九年二月二八日に協同会社解散が決定された。同友会は「無智幼稚ノモノタルヨリ其資本金ヲ分割配付セント謂ニ至ツテハ名分ノ何タルニ管ヲス、兎モ角モ之ヲ渴望スルハ勢ヒ多数字加フレハ、之ヲ分割シテ其望ニ応スルノ勝レルヲ知レルヨリ、実ハ本年二月限り社名ヲ解キ貸付金ノ収修ヲ待チ、之ヲ町村ノ株主工分付スル次第ニ至レル訳是ナリ」と認識している。一九万人の株主が戸長の指示のみで解散に応じたとは考え難く、経営難で協同会社の利益金分配機能が弱体化したため、町村財産組入れの方が有利だと判断されたのだろう。

また、山口では町村の機能強化に村民がメリツトを感じる歴史的経緯も存在した。株主説得にあたった戸長はもともと幕末の長州藩の討幕派の基盤であった庄屋たちであった。長州藩では、藩政村自体が広域で内部に畔頭組という小村が存在した。水利などの小村を超える共同体的関係として水組という小村連合も存在し、入会山の組も藩政村に完全に包摂された。長州藩は広域な藩政村を統合する高い行政能力を持った村役人の存在によって、百姓一揆の抑制に成功している。³⁴⁾ すなわち、「藩政村がすでに形式的な行政村であり、その下のオーダーとしての小村が実質的な地域として存在」したのである。それゆえ、山

口県では広域な行政村の創出に対する忌避感が薄く、町村合併がスムーズに進んだ。³⁵⁾ 明治地方自治体制が理想とする自治が、山口では近世期に既に実現していたわけである。

かかる藩政村の構造を前提として村役人層は幕末期に長州藩の討幕派を地域末端から支えた。かつて、田中彰氏が「庄屋同盟」と表現した「挙藩一致」の体制がこれである。³⁶⁾ 注目すべきは、大庄屋の代表格である林勇蔵が『山口県吉敷郡小郡人民精魂』を著したのが一八八八年一二月であり、自治党計画の展開と时期的に合致している点である。林はこの書物で幕末の「国難」に際し「一致」して「小郡四万余人一命ヲ抛チ楯ニ相成覚悟堅ク申合」せ、二八名の村役人が「死ヲ決シ」て奇兵隊等諸隊に協力し、元治の内乱における討幕派の勝利に貢献したことを記しており、これが「庄屋同盟」論の論拠となった。³⁷⁾ 渡辺尚志氏によると、一八八〇年前後から吉富を含む豪農層によって、治水への国庫補助を求める中で維新における村役人層の貢献を強調する歴史像が作り上げられたという。「勤王」の理念を強調する名望家層や彼らが支持する品川や吉富ら県会議員らは、幕末の豪農層の指導による人民の団結という歴史観を共有し、防長俱樂部にそれを投影したと考えられるのである。³⁸⁾ かかる勤王主義的な名望家集団が吉富ら県会議員の基盤だったと言えよ

う。⁽³⁹⁾

2 士族授産金問題と「富国」理念

防長協同会社解散と共に重要な政治問題だったのが士族授産金分配問題である。この時期、授産局が管轄する授産金も困窮士族から還付を求められていた。しかも改進黨は協同会社同様、これを争点化して勢力拡大を画策した。還付請求の急先鋒だったのが沢村桑坪という「貧乏士族」であり、彼は「改進黨派」を募り、「井上や原知事を相手取り訴へるとか授産金を分配してもらおうとか云ふて煽動」し、「貧乏人をおだてて」政党に取り込む動きを見せていた。⁽⁴⁰⁾ 沢村は国会開設後には「党派ニテ役人の進退ハ元より何事も勝手次第ナル」と主張しており、伊藤や井上、品川にとって厄介な存在だったと考えられる。⁽⁴¹⁾ 品川はこの授産金問題の収拾においても「大岡育三が着の上はどうぞ纏りを付け度ものと存候」と、大岡を軸に県内の団結を固めることに対応しようとした。⁽⁴²⁾ 授産金問題の帰趨は、自治党計画、それを受けて設立された防長倶楽部の成否を占うものだったと言えよう。

授産金問題の収拾のために来県した井上は、自身が務める授産所総裁の辞任と還付実行を演説した。井上も品川と同様、沢村を最硬派の士族総代と認識している。⁽⁴³⁾ かかる中で沢村は

一八八八年に士族総代を除名され、改進黨の肥塚から支援を受けながら、原知事を相手に裁判を起こしていたらしい。⁽⁴⁴⁾ 沢村の排除に成功し、授産金還付を宣言した後も県内の政治情勢はなかなか安定しなかった。「反対党中より女房を取戻す、或は絶交杯之所置も仕、且つ郡長を非常に攻撃する等言語に絶したる所行多々有之」という状況であり、授産金問題をめぐる防長倶楽部と防長同友会の対立が生じたのである。井上は「県治上迄も分裂之結果を来す」ことを懸念し「両党」を仲裁しようとしたことが窺えよう。⁽⁴⁵⁾ その結果、一八八九年に授産所は解散し、授産金の一部は教育事業に寄付され、残金が士族一戸当たり二五円の比率で各郡区に配分された。⁽⁴⁶⁾ 修甫米金に淵源する協同会社資本金と授産金は、井上や品川などの藩閥官僚と吉富ら県議員の連携によって処理され、この過程で改進黨の山口県への進出も阻止されたのである。

この授産金問題も防長倶楽部結成と同様、幕末長州藩の「拳藩一致」体制の延長線上で捉えられた。この点で興味深いのは、御料局長就任の際に品川が県内の有力実業家である桂弥一、豊永長吉に送った書簡である。この中で品川は御料局を「帝室の御撫育局」と位置付けている。これは一七七三年に藩財政の立

て直しを目的に作られた撫育方を指しており、討幕派が実権を握った後にはこの撫育方を活用し、「富国強兵」を理念として、製蠟を始めとする諸事業によって軍拡を支える経済力獲得を志向した。さらに撫育方の資金は天保二年一揆後の人心を安定させるために民衆教化政策に用いられ、御料局のモデルにもなっている。書簡中では、撫育方の政策理念の延長線上に授産金問題が捉えられており、士族授産に関しては「不残の人ヲ纏メル」ことは難しいため、「真実の士丈ケの御團結可御撫育ヲ御造」ることが重要だと述べた上で、「地方ニテ山林ノ篤志者ヲ得ル事第一の急務と存候、松ト徳トニツヲ植候事肝要と存候」と主張している。「撫育」による地方の團結、篤志家の養成を理想とし、その志向を御料局の事業に持ち込んだのが品川の皇室財産運営であったと言えよう。基本的には山県の地方自治構想や井上の自治党構想と同じ方向性である。

「富国強兵」を重視する品川の思想的傾向は井上馨にも通底するものである。井上はイギリス留学と長州藩の藩論分裂の経験から、国家全体の結束に立脚した「富国」の実現を重視していた。⁽⁴⁹⁾品川と井上は、県内の有力実業家と維新を背景にした歴史意識、地方の團結に立脚した「富国」という理想を共有しながら自治党計画を主導したと言えよう。

彼らが重視する「富国」論は当該期の「産業革命」を支える理念であった。中村尚史氏によると地方官や地方実業家、政治家の間で地方を基盤にした経済発展が「帝国ノ独立」に直結するという共通理解が存在したという。地方における経済行動をナシヨナリズムの観点から擁護するイデオロギーとして「富国」論が機能したのである。「富国」という理念はそもそも近世に幕藩の財政収入増大が「仁政」実現に不可欠と認識され、「民利」、「民力」が重視されるようになった結果として誕生したものであった。そして、議會開設後に近世の「明君」が体現した「富国」という政治理念を積極的に政策構想に取り入れたのが品川率いる国民協会だったのである。⁽⁵⁰⁾旧長府藩士の豊永長吉は藩政期以来の藩士間の人間関係や郡代であった時期から培ってきた赤間関の商人とのつながりに立脚した「顔の見える関係」を活用して経済活動を行った地方実業家であった。桂弥一も長府毛利家の豊浦農場開墾計画に参加し、門司築港にも携わった実業に関わる人物である。豊永、桂は地元で大岡を支える存在となり、品川も後に「一町村（国家之基礎）ヨリ起リテ一郡一國ニ及ボシ、終ニ天下を震動セシ事を銘々心二期スベシ」という地方からの経済振興に立脚した政策論を大岡ら国民協会実業派と共有し、「富国」論を軸にした政策を展開する。⁽⁵¹⁾

以上のように山口県では自治党計画を機に、幕末長州藩の記憶を共有する勤王主義的名望家層や「富国」論に立脚した地方実業家による全県横断的団結が現れ、これが議会開設後の温和派の地盤となった。したがって「良民政党」構想の実業重視路線は、大都市のみならず、農村部の地方実業家も取り込みうる射程を有したと位置づけられる。この横の連携は、長州閥官僚と県内有力者の縦の系列が政治対立を調停することで成立した。この縦の系列と横の連携は山口の政治秩序の根幹となっていくのである。

代わりに

本論は山口県における自治党構想の展開を通じて、温和派の支持基盤の形成過程を解明した。山口県では修甫米金という近世に積み立てられた共有金を起源とする防長協同会社、土族授産金の取り扱いをめぐる政治対立が生じ、これを通じた改進黨の県内への進出が危惧された。自治党計画を主導した井上、品川は吉富ら県会議員と協力しつつ、協同会社解散、授産金還付を実現し、改進黨進出の防止に成功する。この過程で県内の政治対立を調停する長州閥と県内有力者の縦の系列と、幕末長州

藩の討幕派にアイデンティティを求める勤王主義的名望家、実業家層の全県横断的団結が成立し、山口の政治秩序の基盤となった。議会開設後に展開する伊藤新党問題、国民協会結成といった「良民政党」構想は、山口においては縦の系列と横の団結を基軸とする温和派の地盤に立脚して展開することとなる。³³

この名望家層の団結の背景として注目すべきは山口における近世来の社会構造である。山口では藩政村一畔の二重構造、高い行政能力を持つ名望家に立脚した村落運営が近世から存在していた。その後の選挙ではこの名望家層による郡有志会が候補者調整を行ったため、政党組織が全く介在しなかった。³⁴ 山県が地方自治に託した期待をほぼ完璧に実現したのである。郡の団結を支えた社会的背景の解明は今後の課題としたいが、井上は自身の郷里に存在した勤王主義的名望家をイメージしながら「中等以上財産家」に期待を寄せたのではなからうか。注意すべきは、幕末の「挙藩一致」を理想視する名望家層の姿勢は土族反乱を想起するような条約改正反対論への傾斜に繋がっており、伊藤の自治党への警戒を呼び起こした点である。伊藤にとつて「良民政党」の試みは「皇上欽定ノ憲法」に即した「温和」な団結に立脚すべきものではなかった。山口県の実業家、名望家層、その支持を受けた温和派の対外硬派的要素をいかに抑制するか

が、議会開設後の伊藤による「良民政党」構想の課題となるであろう。ここに国権派とは区別される温和派の特色があったと思われる。

最後に全国的な第三極の動向と比較しながら山口県の位置づけを考えてみたい。⁽³⁵⁾ 初期議会期における第三極の地盤は東北、東海、関西、中国、九州である。山口を含む中国地方は明治期を通じて第三極への投票が多く、反政党票の基盤であった。全体として支持基盤の重心は経済的・政治的「先進地」である西日本にあると言えよう。季武嘉也氏は西南雄藩を中心とする西日本の衆院選では選挙区・郡単位で一人の候補に票を集中させる傾向が強く、この背景には何らかの「共同性」が存在したと推測している。⁽³⁶⁾ 山口県における郡の団結がその背景にあったと考えられる。ただし、東北でも支持を集めたことは無視しえない。出水清之助氏によると、東北と九州では大同団結運動の中で地域全体の緩やかな団結を追求する「広域地方結合」が成立した。規模こそ異なるが、激しい政党間競争が回避された点で山口の事例と共通する。また、別稿で東北選出の河野広中と九州選出の平岡浩太郎が超党派の団結に立脚した「良民政党」実現のため、憲政党結成を推進したことを指摘した。「広域地方団結」の延長線上に河野と平岡の構想が存在したのかもしれない

い。⁽³⁷⁾ 研究史上、対外硬的色彩が強い九州選出議員は国権派と呼ばれ、温和派とは区別されるが、「党弊」を忌避する点では両者の立場は共通している。⁽³⁸⁾ こうして「良民政党」構想に淵源する大岡ら温和派や平岡ら国権派の政治構想はそれぞれ政友会、憲政本党の非幹部派に流入して伊藤・新党新党運動をリードし、桂園体制下の安定の水面下で、大正政変の導火線となっていく。⁽³⁹⁾

注

- (1) 佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』（吉川弘文館、一九九二年）、同「明治三十一年の伊藤新党問題（上・中）」（『聖心女子大学論叢』第九二集、一九九八年九月、一九九二年二月）。実業派に関しては米谷尚子「現行条約施行をめぐる国民協会の実業派と国権派」初期議会の対外硬派に関する一考察」（『史学雑誌』第八六巻第七号、一九七七年）、拙著『日清・日露戦後経営と議会政治―官民調和構想の相克―』（吉川弘文館、二〇二二年）第一部第三章。
- (2) 有泉貞夫『明治政治史の基礎過程―地方政治状況史論―』（吉川弘文館、一九八〇年）、久野洋『近代日本政治と大養毅―一八九〇―一九一五―』（吉川弘文館、二〇二二年）。
- (3) 前掲佐々木『藩閥政府と立憲政治』、六七頁、季武嘉也『戦前日本の選挙と政党』（吉川弘文館、二〇二五年）、二一九頁。
- (4) 坂野潤治『明治憲法体制の確立―富国強兵と民力休養―』（東京大学

- 出版会、一九七一年、一〇～二二頁、高久嶺之介「明治憲法体制の確立期の吏党」（同志社大学人文科学研究所『社会科学』第二号、一九七六年二月）、伊藤之雄「立憲国家の確立と伊藤博文」内政と外交（一八八九～一八九八）（吉川弘文館、一九九九年、二七八～二八六頁）。
- (5) 小林茂「防長協同会社の解散—自由民権期における山口県農民の動向—」（広島史学研究会『史学研究』第九三号、一九六五年五月）、同「防長協同会社の成立—勸業局との関連において—」（『下関商経論集』第八卷第一・二号、一九六五年三月）、田村貞雄「鴻城立憲政党的成立過程（その一～四）—反民権派豪農の政治路線—」（北海道教育大学紀要第一部B『社会科学編』第一九卷第一号、第二号、第二〇卷第一号、第二号、一九六八年九月、二月、一九六九年七月、一九七〇年一月）など。
- (6) 矢野健太郎「明治初期山口県における地域共有米金—『修甫改正』と『勸業局』—」（『山口県史研究』第一八号、二〇一〇年三月）、二頁。
- (7) 以下の記述は『山口県政史』上（山口県、一九七一年）、一七八～一八九、一三八～一四五頁。前掲矢野「明治初期山口県における地域共有米金—『修甫改正』と『勸業局』—」、前掲小林「防長協同会社の解散—自由民権期における山口県農民の動向—」、前掲田村「鴻城立憲政党的成立過程（その三）—反民権派豪農の政治路線—」による。
- (8) 「維新後の防長政界（二）」（一九一〇年一月五日付『馬関毎日新聞』、一面）。
- (9) 「山口県協同会社ヲ廢シ資本金各郡区ニ分割スルノ建議」（山口県文書館所蔵「伯野家文書」、史料番号二三〇一）。
- (10) 一八八八年七月付伊藤博文宛井上馨書簡（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』二）、塙書房、一九七三年、二四一～二四四）。
- (11) 「自治の価値」（一八八八年五月二日付『防長新聞』、二面）、「自治の価値（承前）」（一八八八年五月三日付『防長新聞』、二面）。
- (12) 一八八八年二月四日付品川弥二郎宛伊藤博文書簡（尚友倶楽部品川弥二郎関係文書編纂委員会編『品川弥二郎関係文書』一）、山川出版社、一九九三年、四〇二～四〇三頁）。
- (13) 一八八八年二月四日付品川弥二郎宛伊藤博文書簡（前掲『品川弥二郎関係文書』二）、四〇四頁）。
- (14) 一八八八年二月三日付伊藤博文、井上馨宛品川弥二郎書簡（前掲『伊藤博文関係文書』一）、二三三頁掲載の別紙口）。
- (15) 一八八八年二月一日付品川弥二郎宛伊藤博文書簡（前掲『品川弥二郎関係文書』一）、四〇四～四〇五頁）。
- (16) 一八八八年二月一日付伊藤博文宛井上馨書簡（前掲『伊藤博文関係文書』一）、二四一～二四九）。
- (17) 前掲坂野「明治憲法体制の確立—富国強兵と民力休養—」、一四～一五頁）。
- (18) 一八八八年二月三日付品川弥二郎宛井上馨書簡（前掲『品川弥二郎関係文書』一）、四三三頁）。
- (19) 一八八八年二月三日付品川弥二郎宛井上馨書簡（前掲『品川弥二郎関係文書』一）、四三三～四三三頁）。
- (20) 一八八八年二月三日付伊藤博文、井上馨宛品川弥二郎書簡（前掲『伊藤博文関係文書』一）、二三三頁掲載の別紙口）。
- (21) 「吉長倶楽部設立趣意書」（山口県文書館所蔵「吉田家文書」、史料番号吉田家（上関町）追加三一～二）。
- (22) 一八八八年二月三日付伊藤博文、井上馨宛品川弥二郎書簡（前掲『伊藤博文関係文書』一）、二三三頁掲載の別紙口）。
- (23) 一八八九年一月七日付井上馨宛品川弥二郎書簡（国立国会図書館憲政資料室所蔵「井上馨関係文書」、史料番号五一～一）。
- (24) 一八八九年一月一日付井上馨宛品川弥二郎書簡（井上馨関係文書、

- 五二二—一)。
- (25) 一八八九年七月一七日付井上馨宛品川弥二郎書簡(井上馨関係文書、五一三—三)。
- (26) 「防長俱樂部設立につき加盟の回答」(『山口県史 史料編 近代』二、山口県、二〇一〇年)、一五四頁。
- (27) 一八八九年九月二六日付井上馨宛吉富簡一書簡(井上馨関係文書、二〇七—五)。
- (28) 一八八九年日付不明、井上馨宛伊藤博文書簡(井上馨関係文書、二九五—一、山田顕義と連名)。
- (29) 一八八九年日付不明、井上馨宛伊藤博文書簡(井上馨関係文書、二九五—一、山田顕義と連名)。
- (30) 一八八八年二月二三日付伊藤博文、井上馨宛品川弥二郎書簡(前掲「伊藤博文関係文書二」、三三三頁掲載の別紙)。
- (31) 「申合手続「協同会社分割之件」」(山口大学総合図書館所蔵「本間家文書」、史料番号七一一—五八) 前掲小林「防長協同会社の解散—自由民権期における山口県農民の動向」、三六—三七頁。
- (32) 「防長俱樂部申合規約草控(山口県文書館所蔵)吉田家文書(上関町)」、史料番号吉田家(上関町)追加三—一三三)。
- (33) 「概報 協同会社中某協同会社々中某より肥塚電宛通牒の写」(井上馨関係文書、七〇〇—一三三)。
- (34) かかる村落構造を象徴するのが「足役押」という慣行である。庄屋元・畔頭元から計上される村入用の負担を庄屋が取りまとめ、村高全体に割り付ける算用形式で、「村入用の面から、村内を庄屋元に統合」する機能を果たした。「村落運営の局面で増大する必要経費を、村内で村役人層が中心となって自主的に割り付け場」となっており、天保二年一揆後には動揺する村落秩序を再強化するため、村内経費の入れ込みをさらに追認し、小百姓の普請・交通運輸労働への賃金の計上も
- 公認することで、村役人と小百姓の対立を緩和した(又野誠「近世後期萩藩村落の庄屋元足役貫の算用と農村支配—小郡宰判上中郷を事例として—」、三四七—三三三頁、渡辺尚志「終章」、四二七—四二九頁。共に渡辺尚志編『幕末維新期萩藩村落社会の変動』、岩田書院、二〇〇二年所収)。吉敷郡宮野村では三新法制定後も「寄附金」という形で足役押が行われ、藩政村の行政能力に立脚した地方行政が継続した(木部和昭「明治初期宮野村における近世村落の継承と変容—「御普請」から「土木」へ—」、『山口市旧宮野村役場文書の研究—近代日本の変革期における地域社会—』、山口市、二〇二二年、四二—四三頁)。山口県では近世来の村落構造を前提に近代以降の名望家層の指導力が維持されたと思われるが、具体的な地域社会の様相の分析については今後の課題としたい。
- (35) 井戸庄三「山口県における明治二二年行政町村の成立過程」(西村陸男編『藩領の歴史地理—萩藩—』、大明堂、一九六八年)、一七六—一七七、一八四—一八五頁。
- (36) 田中彰「明治維新政治史研究—維新変革の政治的主体の形成過程—」(青木書店、一九六三年)、一六七—一六八頁。
- (37) 「山口県吉敷郡小郡人民精心」(山口県文書館所蔵「毛利家文庫」、史料番号七五維新記事雑録三八四)。
- (38) 渡辺尚志「歴史像はいかにつくられたか—地域指導者林勇蔵の明治維新—」(前掲渡辺編『幕末維新期萩藩村落社会の変動』)。
- (39) 幕末に「庄屋同盟」と呼べるような積極的協力は見いだせず、明治期にも戸長と下層農民はしばしば対立したことから、吉富ら豪農層の指導力は自認するほど強力ではないが(青山忠正「長州藩元治の内乱における諸藩の動向」、『日本史研究』第二四六号、一九八三年二月、前掲田村「鴻城立憲政党的成立過程(その二)」、重要なのは誇張を含むとしても、彼らが「拳藩一致」の理想を共有して自治党計画や町村

基本財産強化に協力したことである。

- (40) 一八八八年二月二十六日付伊藤博文宛品川弥二郎書簡（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書五』、塙書房、一九七七年、史料番号一九〇—一三八）。
- (41) 一八八九年一月七日付井上馨宛品川弥二郎書簡（井上馨関係文書、五一—一）。
- (42) 一八八八年二月二六日付伊藤博文宛品川弥二郎書簡（前掲『伊藤博文関係文書五』、一九〇—一三八）。
- (43) 「概報 協同会社中某 協同会社々中某より肥塚竜宛通牒の写」（井上馨関係文書、七〇〇—一三三）。土族総代とは土族二〇〇人につき一人選挙された、授産事業に関する土族の代表者である（『山口県政史上』、山口市、一九七一年、一六八—一六九頁）。
- (44) 一八八九年一月七日付井上馨宛品川弥二郎書簡（井上馨関係文書、五一—一）。
- (45) 一八九〇年一月三日付品川弥二郎宛井上馨書簡（前掲『品川弥二郎関係文書一』、四三七—四三八頁）。
- (46) 前掲『山口県政史上』、一七四頁。
- (47) 前掲田中『明治維新政治史研究—維新変革の政治的主体の形成過程—』、一九二—一九三頁、星原大輔「御料局と長州藩撫育方—明治皇室財産の一考察—」（『ソシオサイエンス』第一号、二〇〇五年三月）。
- (48) 豊永長吉、桂政市宛品川弥二郎書簡（国立国会図書館憲政資料室所蔵「憲政資料室収集文書」、史料番号書簡の部二七）。品川の皇室財産経営については池田さなえ『皇室財産の政治史—明治二〇年代の御料地「処分」と宮中・府中—』（人文書院、二〇一九年）。
- (49) 小幡圭祐「井上馨と明治国家建設—「大大蔵省」の成立と展開—」（吉川弘文館、二〇一八年）、第一部第一章。
- (50) 中村尚史『地方からの産業革命—日本における企業勃興の原動力—』（名古屋大学出版会、二〇一〇年）、第一章、小関悠一郎「一九世紀における近世明君像と「仁政」・「富国」論」（『歴史評論』第八四八号、二〇二〇年二月）。
- (51) 高中茂朗「明治期地方企業家の成長と事業展開—旧長府藩士豊永長吉を事例として—」（『経営史学』第五三卷第二号、二〇一八年九月）、桂弥一と長門尊攘堂（下関市立長府博物館、二〇〇〇年）、三頁。
- (52) 一八九四年二月一六日付葉袋義一宛品川弥二郎書簡（国立国会図書館憲政資料室所蔵「葉袋義一関係文書」史料番号一四）、前掲拙著『日清・日露戦後経営と議政政治—官民調和構想の相克—』、第一部第一章、第三章。
- (53) 政友会結成までの山口県の「良民政党」構想については現在別稿を用意している。
- (54) この点については拙稿「無党派・中立型政界革新論の形成—政友会結成後の山口県政界と緊縮財政論—」（『史学雑誌』第一三二編第一二号）参照。
- (55) 拙稿「明治・大正期第三極の支持基盤の展開と変容—史克・中立・無所属の選挙分析—」（『白山史学』第六一号、二〇二五年三月）。
- (56) 前掲季武「戦前日本の選挙と政党」、七二—七四、八三—八四頁。
- (57) 出水清之助「民権政党停滞期における「無形結合」路線の論理と展開—（広域地方結合）の成立を中心に—」（『史学雑誌』第一九八編第一二号、二〇二〇年二月）、同「明治二〇年代初頭に於ける「地方団結」運動の展開と政党構想—東北人士の動向および東北海的位置づけを中心に—」（『ヒストリア』第三〇七号、二〇二四年二月）、拙稿「政党改良と党派性—憲政党中立派の政党改良構想の展開—」（『日本歴史』第九一八号、二〇二四年一月）。
- (58) 前掲佐々木「藩閥政府と立憲政治」は「良民政党」の担い手を温和派に限定しているが、「党弊」打破のために超党派の団結を志向する点

(59)

では河野、平岡の憲政党構想も同様の性格を有する。対外硬派色が薄い温和派と区別する必要があるが、「良民政党」構想の担い手は温和派に限定せずに理解した方が事態を正確に把握できると思われる。

拙著『日清・日露戦後経営と議会政治―官民調和構想の相克―』（吉川弘文館、二〇二二年）、前掲拙稿「政党改良と党派性―憲政党中立派の政党改良構想の展開―」。